分野 前文 物品共通 紙類	品目数	分類	(品目分類)	品目名		用	ガイ	ド 備考
物品共通				(品目名)	R6	R7	頁	
物品共通	1		(HH III /J AR/	(HI FI TH /	110	11.7	具	*基準値1による調達推進、調達方針・調
							Ī	実績のとりまとめ及び公表、国による情報
								提供の拡充等について追記
紙類				原材料に鉄鋼が使用された物品				*基準値1は、鉄鋼の削減実績量が付されていること及び鉄鋼のCFPの算定・開示
1,000	7							ここと及び鉄鋼のの下の昇足・州小
	'			コピー用紙	0	0	1	
				フォーム用紙	0	0	1	
				インクジェットカラープリンター用塗工紙	0	0	1	
				塗工されていない印刷用紙 ※エされている「PRINTERS	00	0	1	
				塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー	0	0	1	
				ティッシュペーパー	0	0	1	
文具類	86					/		*文具類共通及び個別品目の判断の基準!
							/	係る古紙パルプ配合率について、森林認識
			/		<u>/</u>		Ζ,	材、間伐材等パルプとの合計とする見直し
				シャープペンシル シャープペンシル替芯	00	0	1	
				ボールペン	Ö	Ö	i	
				マーキングペン	Ō	0	1	
				鉛筆	0	0	1	
				スタンプ台	0	0	1	
				朱肉 印章セット	0	0	1	+
				印章セット	00	0	1	1
				公印	0	0	1	
				ゴム印	0	0	1	
				回転ゴム印	0	0	1	
				定規	0	0	1	
				トレー 消しゴム	00	0	1	
				用しコム ステープラー(汎用型)	0	0	1	
				ステープラー(汎用型以外)	Ö	Ö	1	
				ステープラー針リムーバー	0	0	1	
				連射クリップ(本体)	0	0	1	
				事務用修正具(テープ)	Ŏ	0	1	
				事務用修正具(液状) クラフトテープ	0	0	1	* 判断の基準に係る古紙パルプ配合率に
						0	'	いて、森林認証材、間伐材等パルプとの計とする見直し
				粘着テープ(プラスチック製クロステープ を含む。)	0	0	1	N. C. 7 C.
				両面粘着紙テープ	0	0	1	*判断の基準に係る古紙パルプ配合率にいて、森林認証材、間伐材等パルプとの計とする見直し
				製本テープ	0	0	1	in c y one o
				ブックスタンド	0	0	1	
				ペンスタンド	0	0	1	
				クリップケース	0	0	1	
				はさみ マグネット(玉)	00	0	1	
				マグネット (ぶ)	0	0	1	
				テープカッター	Ö	Ö	1	
				パンチ(手動)	0	0	1	
				モルトケース(紙めくり用スポンジケー	0	0	1	
				紙めくりクリーム	0	0	1	
				鉛筆削 (手動) OAクリーナー (ウエットタイプ)	0	0	1	+
				OAクリーナー(ソエットメイプ) OAクリーナー(液タイプ)	0	0	1	
				ダストブロワー	ŏ	0	1	
				レターケース	0	0	1	
				メディアケース	0	0	1	
				マウスパッド OAフィルター (枠あり)	0	0	1	
				丸刃式紙裁断機	0	0	1	+
				カッターナイフ	0	Ö	1	
				カッティングマット	0	0	1	
				デスクマット	0	0	1	
				OHPフィルム MACK	0	0	1	
				絵筆 鈴の目	0	0	1	
				絵の具 墨汁	0	0	1	
				のり (液状) (補充用を含む。)	0	0	1	
				のり(澱粉のり) (補充用を含む。)	0	0	1	
				のり(固形)	0	0	1	
				のり (テープ)	0	0	1	
				ファイル	0	0	1	*判断の基準に係る古紙パルプ配合率にいて、森林認証材、間伐材等パルプとの計の配合率を評価する見直し
				バインダー	0	0	1	*判断の基準に係る古紙パルプ配合率にいて、森林認証材、間伐材等パルプとの計の配合率を評価する見直し
				ファイリング用品	0	0	1	可以比ロ子で計画する元旦し
				アルバム	Ö	Ö	1	
				つづりひも	Ö	Ö	1	*判断の基準に係る古紙パルプ配合率にいて、森林認証が、間伐材等パルプとの
				h_ \(\track{\psi} \) \(\track{\psi} \)		_	-	計の配合率を評価する見直し
				カードケース 事務用封筒 (紙製)	0	0	1	* 判断の基準に係る古紙パルプ配合率に
				于1カ/D 到 同 (私 数 /	J		'	いて、森林認証材、間伐材等パルプとの

		品目追加	П					判断の基準等変更
分野	品目数	分類	/ D D // ***	品目名		i用	ガイド	備考
			(品目分類)	(品目名) 窓付き封筒(紙製)	R6	R7	<u>頁</u> 1	*判断の基準に係る古紙パルプ配合率につ
				念りる到同(概義)			'	いて、森林認証材、間伐材等パルプとの合
								計の配合率を評価する見直し
				けい紙	0	0	1	*判断の基準に係る古紙パルプ配合率につ
								いて、森林認証材、間伐材等パルプとの合計の配合率を評価する見直し*塗工、非塗
								工別に適用していた塗工量、白色度の要件
				起案用紙	0	0	1	*判断の基準に係る古紙パルプ配合率につ
								いて、森林認証材、間伐材等パルプとの合
								計の配合率を評価する見直し*塗工、非塗工の配合等の要件
				ノート	0	0	1	工別に適用していた塗工量、白色度の要件 *判断の基準に係る古紙パルプ配合率につ
				7 - 1			l '	いて、森林認証材、間伐材等パルプとの合
								計の配合率を評価する見直し*塗工、非塗
								工別に適用していた塗工量、白色度の要件
				パンチラベル タックラベル	0	0	1	* 判断の基準に係る古紙パルプ配合率につ
				7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			'	いて、森林認証材、間伐材等パルプとの合
								計の配合率を評価する見直し
				インデックス	0	0	1	*判断の基準に係る古紙パルプ配合率につ
	1				1			いて、森林認証材、間伐材等パルプとの合計の配合率を評価する見直し
	1			 付箋紙	0	0	1	計の配合率を評価する見直し * 判断の基準に係る古紙パルプ配合率につ
					l	ľ	l .	いて、森林認証材、間伐材等パルプとの合
				1100		<u> </u>	<u> </u>	計の配合率を評価する見直し
				付箋フィルム	0	0	1	
	1			黒板拭き ホワイトボード用イレーザー	0	0	1	
	1			額縁	Ö	Ö	1	
				テープ印字等機用カセット	0	0	1	
				テープ印字機等用テープ	0	0	1	公月林台日日
				<u> 賞状入</u> ごみ箱	0	0	1	※県独自品目
			<u></u>	リサイクルボックス	0	0	1	
	1			缶・ボトルつぶし機(手動)	Ŏ	Ö	1	
				名札(机上用)	0	00	1	
	1			名札(衣服取付型・首下げ型) 鍵かけ	0	0	1	
	1			乗かり	0	0	1	
	1			グラウンド用白線	0	0	1	
2 4	10			梱包用バンド	0	0	1	
3 オフィス家具 等	12				1/	I /	I /	
4	1			いす	0	0	1	
				机	0	0	1	
	1			棚。	0	00	1	
	1			収納用什器(棚以外) ローパーティション	0	0	1	
				コートハンガー	Ö	0	1	
				傘立て	0	0	1	
				掲示板	<u>o</u>	0	1	
				黒板 ホワイトボード	0	0	1	
				個室ブース	ŏ	Ö	1	
				ディスプレイスタンド	0	0	1	
4 画像機器等	10			コピー機	0	$\overline{}$	$\overline{}$	
				コヒー機 複合機	0	0	1	
				拡張性のあるデジタルコピー機	0	0	1	
			· · · · · ·	プリンタ	0	Ō	1	*判断の基準の選択肢として、エコマーク
								認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加*判断の基準に、ポストコン
	i				1			ることを追加*刊断の基準に、ホストコン シューマ材料からなる再生プラスチック部
								品又は再使用プラスチック部品が5g以上使
								用されていること及びポストコンシューマ
								用されていること及びポストコンシューマ 材料からなる再生プラスチック部品又は再
								用されていること及びポストコンシューマ 材料からなる再生プラスチック部品又は再 使用プラスチック部品がプラスチック重量
								用されていること及びポストコンシューマ 材料からなる再生プラスチック部品又は再 使用プラスチック部品がプラスチック重量
								用されていること及びポストコンシューマ 材料からなる再生プラスチック部品又は再 使用プラスチック部品がプラスチック重量 の1%以上使用されていることを追加(経過 的措置あり) *配慮事項に「定量的環境情報が開示され
				プリンタ複合機	0	0	1	用されていること及びポストコンシューマ 材料からなる再生プラスチック部品又は再 使用プラスチック部品がプラスチック重量 の1%以上使用されていることを追加(経過 的措置あり) *配慮事項に「定量的環境情報が開示され *判断の基準の選択肢として、エコマーク
				プリンタ複合機	0	0	1	用されていること及びポストコンシューマ 材料からなる再生プラスチック部品又は再 使用プラスチック部品がプラスチック重量 の1%以上使用されていることを追加 (経過 的措置あり) *配慮事項に「定量的環境情報が開示され *判断の基準の選択肢として、エコマーク 認定基準を満たすこと又は同等のものであ
				プリンタ複合機	0	0	1	用されていること及びポストコンシューマ 材料からなる再生プラスチック部品又は再 使用プラスチック部品がプラスチック重量 の1%以上使用されていることを追加(経過 的措置あり) *配慮事項に「定量的環境情報が開示され
				プリンタ複合機	0	0	1	用されていること及びポストコンシューマ 材料からなる再生プラスチック部品又は再 使用プラステック部品がプラスチック 19%以上使用されていることを追加(経過 的措置あり) *配慮事項に「定量的環境情報が開示され *判断の基準の選択肢として、エコーク 認定基準を満たすこと又は同等のもトコク ジューマ析かなる再生プラスチック・ 品又は再使用プラスチック・
				プリンタ複合機	0	0	1	用されていること及びポストコンシューマ 材料からなる再生プラスチック部品がプラスチック 使用プラスチック部品がプラスチック重 の1%以上使用されていることを追加(経過 的措置あり) * 配画事項に「定量的環境情報が開示さん * 記度基準を満たまでと又は同等のよっての ることを追加*判断の基準に、ポコマのであることを追加*判断の基準にプラスチックトコンシューマ材料からなる再生プラスが5g以上使用されていること、ポストコンシューマ材用されていること、ポストコンシューマ材
				プリンタ複合機	0	0	1	用されていること及びポストックコンシュママ材料からなる再生プラスチックか品とク重性の1%以上使用されていることを追加(経過的措置あり)*配慮事項に「定量的環境情報が開示され、主配慮事項に「定量的環境情報が開示され、主要を選択とと又は同等のポストの選択と又は同等のポストッとである。サーマがある再生プラスチェリーマイが判からなる再生が高いからなる事生が出いる。サーマをより、カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・
				プリンタ複合機	0	0	1	用されていること及びポストックネーマーマースを表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を
				プリンタ複合機	0	0	1	用されていること及びポストックニーマーマーストックのようでは、またいのでは、またいいのでは、またい
				プリンタ複合機	0	0	1	用されていること及びポストックコンシュスは 材料からなる再生プラスチック部品ク重 使用プラステック部品がプラスを追加 (経 の1%以上使用されていることを追加 (経 ・料断の基準の選択肢としは同等。ポステック ・認定基を追加*料断の基準とフェックを ・記を表示すこのと、ポステック・カーシューは再使用プラス・プラムシューは再使用がある。 用されている再生が記からなチックトントで 用されていることを追加 料がりまる。カーシューは重し 用されていることを追加 料がり上で用されていることを追加 1%以上使用されていることを追加
				プリンタ複合機	0	0	1	用されていること及びポストックューマーマ 相対からなる再生プラスチック部品 タ 重 で
							1	用されていること及びポストックコーマーマースを発売しているのでは、カーマースを受ける。 マース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カ
							1	用されていること及びポストック部品と及びポストック部品が生力の1%以上使用されていることを追加(経過的措置あり)* 配慮事項に「定量的環境情報が開示された。 まずを追加・米判断の基準であることを追加・米判断の基準であることを追加・米判断の基準であることを追加・米判断の表生プラスチックを用されている。 カーシュスは中使用 フラス・ポストックを用されている。 カーシュアは中央のより、カーション・カーン・カーション・カーション・カーション・カーション・カーン・カーン・カーン・カーン・カーン・カーン・カーン・カーン・カーン・カー
							1	用されていること及びポスチックコーマーマーストックである再生プラスチック部品の1%以上使用が開発である。 本の1%以上使用でいるでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次
							1	用されていることながポチッス・マーマースを受ける。 マーマース を
							1	用されていることなりでは、 対料からなる再生プラスチッスンシュス重量を 使用プラスチック部のは、 で用りなした明されていることを追加 (終 を関すりかけるでありでは、 を関するでは、 を関するでは、 を関するでは、 を関するでは、 を関するでは、 を関するでは、 を関するでは、 を関するでは、 を関するでは、 を関するでは、 を関するでは、 を関するでは、 を関するでは、 を関するでは、 を関するでは、 を関するでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

		品目追加	1	令和7年度グリーン購入ガイド品目見直し- 		[判断の基準等変更
分野	品目数	分類	(品目分類)	品目名 (品目名)	道 R6	5用 R7	ガイド 百	備考
			MH LI 77 MY	スキャナ	Ö	Ö	1	*判断の基準の選択肢として、エコマーク 認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加 *判断の基準に、少なくとも部品の一つに 再生プラスチック部品又は再使用プラス チック部品が使用されていることを追加(年間の経過措置適用) *配慮事項に「定量的環境情報が開示され ていること」を追加
				プロジェクタ	0	0	1	
				トナーカートリッジ インクカートリッジ	0	0	1	
5 電子計算機等	4			1 ングガードリッジ	_ -	<u> </u>		
				電子計算機	0	0	2	
				磁気ディスク装置	0	0	2	
				<u>ディスプレイ</u> 記録用メディア	0	0	2	
6 オフィス機器	5							
等				シュレッダー	0	0	2	*特定の化学物質の使用の制限に係る経過
				デジタル印刷機	0	0	2	措置の終了
				掛時計	Ö	Ö	2	
				電子式卓上計算機	0	0	2	
7 移動電話等	3			一次電池又は小形充電式電池	0	0	2	*一次電池に係る判断の基準を変更 (JIS 8515 に基づく最小平均持続時間の見直し) *配慮事項に「定量的環境情報が開示され ていること」を追加
7	3			携帯電話	0	0	2	*判断の基準の選択肢として、エコマーク 認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加 *判断の基準に充電サイクル数及びパッテリーの長寿命化機能の搭載を追加 *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
				PHS	0	0	2	*判断の基準にパッテリーの長寿命化機能の搭載を追加 *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
				スマートフォン	0	0	2	*判断の基準の選択肢として、エコマーク 認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加 *判断の基準の変更「OSの更新が可能であること、充電サイクル数及びバッテリーの 長寿命化機能の搭載を追加 *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
8 家電製品	6			電気冷蔵庫	$\overline{}$	0	2	
				電気冷凍庫	Ö	ŏ	2	
				電気冷凍冷蔵庫	0	0	2	
				テレビジョン受信機 電気便座	0	0	2	*エネルギー消費効率に係る1年間の経過
				电双伏压	U		2	置の終了
9 エアコンディ	4			電子レンジ	0	0	2	*配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加
ショナ一等	4			家庭用エアコンディショナー	0	0	2	
				業務用エアコンディショナー	0	0	2	
				ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	0	0	2	*配慮事項に「定量的環境情報が開示され
								ていること」を追加
0 温水器等	4			ヒートポンプ式電気給湯器	$\overline{\circ}$	0	2	
				ガス温水機器	0	0	2	*エネルギー消費効率に係る2段階の判断の
								基準を設定
				石油温水機器	0	0	2	*エネルギー消費効率に係る2段階の判断の 基準を設定
	<u></u>			ガス調理機器	0	0	2	
1 照明	3				$\overline{}$	<u> </u>	<u></u>	
				LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯	0	0	3	
	<u></u>			電球形LEDランプ	Ö	Ö	3	
2 自動車等	8			乗用車	0	0	33	* 燃費基準値の変更(ハイブリッド自動車は2000年度機構基準での変更(ハイブリッド自動車
								は2030年度燃費基準70%達成から、80%達度 レベルへ引き上げ)
				小型バス	0	0	3	
				小型貨物車 バス等	0	0	3	 * 燃費基準値の変更 (2025年度燃費基準95
				, प		L^{U}		達成レベルに変更)
				トラック等	0	0	3	* 燃費基準値の変更(2025年度燃費基準95
				トラクタ	0	0	3	達成レベルに変更) * 燃費基準値の変更(2025年度燃費基準95
1		l					_ ŭ	達成レベルに変更)
	1		_	乗用車用タイヤ	0	0	3	
				2 サイクルエンジン油	0	0	3	İ
3 消火哭	1			とりリブルエンシン油	ー 		_	
3 消火器	1				$-\overset{\circ}{\circ}$	0	3	
3 消火器 4 制服・作業服 等	1 4			消火器制服			3 3	*クリーニングに係る備考の修正 (JIS L

分野	品日数	品目追加	JH	旦日夕	適用		ガイド	_判断の基準等変更 	
力野	品目数	分類	(品目分類)	品目名 (品目名)	甩 R6	用 R7	カイト 頁	1佣-6	
			「ロロブ類)	作業服	O	0	3	 *クリーニングに係る備考の修正(JIS	
				11-1-114			Ŭ	0217の削除)	
				帽子	0	0	3		
_				靴	0	0	3		
5 インテリア・	11	_		1	<u> </u>	$\stackrel{\sim}{\sim}$			
寝装寝具				カーテン 布製ブラインド	00	0	3	*配慮事項に「定量的環境情報が開示さ	
				刊表ファイント	O	O	3	ていること」を追加	
								*配慮事項に再生プラスチック部品の利	
								を追加	
				金属製ブラインド	0	0	3		
				タフテッドカーペット タイルカーペット	0	00	3		
				織じゅうたん	0	0	3		
				ニードルパンチカーペット	Ö	Ö	3		
				毛布	0	0	3		
				ふとん	0	0	3		
				ベッドフレーム	0	0	3		
6 作業手袋	1			マットレス	\rightarrow	\rightarrow	-		
7 17 米 7 4	'			作業手袋	0	0	3		
7 その他繊維製	7								
品				集会用テント	0	0	3		
			1	ブルーシート	0	0	3		
			 	防球ネット 旗	0	00	3		
				のぼり	0	0	3	<u> </u>	
				幕	Ö	Ö	3		
ļ	<u> </u>			モップ	Ō	Ō	3		
設備	11	_		上間火を高いって、	<u></u>	<u> </u>	<u> </u>		
			 	太陽光発電システム 太陽熱利用システム	00	00	4		
			 	太陽熱利用ンステム 燃料電池	00	0	4		
			1	エネルギー管理システム	0	0	4		
				生ゴミ処理機	0	0	4		
				節水器具	0	0	4		
				給水柱	Ŏ	Ŏ	4		
				日射調整フィルム 低放射フィルム	0	0	4		
				テレワーク用ライセンス	0	Ö	4		
				Web会議システム	Ö	Ö	4		
9 災害備蓄用品	11					\setminus			
				(毛布、テント、作業手袋、ブルーシート 及び一次電池) 災害備蓄用飲料水	0	0	4	* 賞味期限に係る2段階の判断の基準を記 (基準値 1 は10年以上、基準値2は5年以	
				アルファ化米	0	0	4		
				保存パン 乾パン	0	0	4		
				レトルト食品等	Ö	Ö	4		
				栄養調整食品	0	0	4		
				フリーズドライ食品	0	0	4		
				備蓄用作業服	-	0	4	品目追加	
				非常用携帯燃料 携帯発電機	0	0	4		
				非常用携帯電源	0	0	4		
公共工事	70	_		7 117/12/23 117 Carp	<i></i>	<i></i>			
		資材	盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	0	0	4		
				土工用水砕スラグ	0	0	4		
				<u>銅スラグを用いたケーソン中詰め材</u> フェロニッケルスラグを用いたケーソン中	0	0	4		
				計め材			l ⁻		
				地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	0	0	4	
					コンクリート	高炉スラグ骨材	0	0	4
			用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	0	0	4		
				<u>銅スラグ骨材</u> 電気炉酸化スラグ骨材	00	00	4		
			アスファルト	再生加熱アスファルト混合物	0	0	4		
			混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	0	Ö	4		
				中温化アスファルト混合物	0	0	4		
			路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	0	0	4		
			小径も大材	再生骨材等 間伐材	0	0	4		
		i,	小径丸太材 混合セメント	高炉セメント	0	0	4		
				フライアッシュセメント	Ö	Ö	4		
			セメント	エコセメント	0	0	4		
			コンクリート 及びコンク	透水性コンクリート	0	0	4		
			リート製品						
			鉄鋼スラグ水	鉄鋼スラグブロック	0	0	4		
			和固化体						
			吹付けコンク	フライアッシュを用いた吹付けコンクリー	0	0	4		
			リート						
			塗料	下塗用塗料(重防食) 低塩発性有機溶剤剤の改高標子用水供涂料	0	0	4		
				低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 高日射反射率塗料	0	0	4		
			防水	高日射反射率防水	ŏ	ŏ	4		
			舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	0	0	4		
				再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレ	0	Ö	4		
1	1		TER att Mr. I I	キャスト無筋コンクリート製品)		^	4		
							- 4		
			園芸資材	バークたい肥 下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚	00	0	4		

			品目追加	םנ	令和7年度グリーン購入ガイド品目	元直し	兄奴		判断の基準等変更			
	分野	品目数	分類		品目名(日日久)		用	ガイド	備考			
				(品目分類)	(品目名)	R6	R7	頁				
				道路照明 中央分離帯ブ	LED道路照明 再生プラスチック製中央分離帯ブロック	0	0	4				
				ロック	中土ノブベナック表中大力離市ノロック	O	O	T				
				タイル	セラミックタイル	0	0	4				
				建具	断熱サッシ・ドア	0	0	4				
				製材等	製材	0	0	4				
					集成材	Ŏ	Ö	4				
					合板 光柱 建二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	0	0	4				
					単板積層材 直交集成板	00	0	4				
				フローリング	フローリング	0	Ö	4				
				再生木質ボー	パーティクルボード	Ö	Ö	4				
				۴	繊維板	0	0	4				
					木質系セメント板	0	0	4				
				木材・プラス	木材・プラスチック再生複合材製品	0	0	4				
				チック複合材 製品								
				ビニル系床材	ビニル系床材	0	0	4				
				断熱材	断熱材	0	0	4				
				照明機器	照明制御システム	0	0	4				
				変圧器	変圧器	0	0	4				
				空調用機器	吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器	00	0	4				
					水	0	0	4				
					送風機	Ö	ŏ	4				
					ポンプ	Ö	0	4				
				配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	0	0	4				
				衛生器具	自動水栓	0	0	4				
					自動洗浄装置及びその組み込み小便器 大便器	0	0	4				
				コンクリート	<u>大便器</u> 再生材料を使用した型枠	0	0	4				
				用型枠	一日生材料を使用した坐柱 合板型枠	0	0	4				
			建設機	<u> </u>	排出ガス対策型建設機械	0	0	4				
			械		低騒音型建設機械	0	0	4				
			工法	建設発生土有	低品質土有効利用工法	0	0	4				
				効利用工法	油机工汽车上加加工 工		_					
				建設汚泥再生 処理工法	建設汚泥再生処理工法	0	0	4				
				カンクリート	コンクリート塊再生処理工法	0	0	4				
				現再生処理工	コンググーが行工だ程工法			_				
				法								
				舗装(表層)	路上表層再生工法	0	0	4				
				舗装(路盤)	路上再生路盤工法	0	0	4				
				法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化	0	0	4				
				 山留め工法	工法 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	0	0	4				
			目的物		排水性舗装	0	Ö	4				
			L 43123	110 22	透水性舗装	Ö	Ö	4				
				屋上緑化	屋上緑化	0	0	4				
21 役	没務	20										
					省エネルギー診断	0	0	4	*判断の基準に、現行の省エネ対策に加え、再エネの活用に向けた導入可能性調査、再エネの活用に係る設備・機器の導入等の提案を行うことを追加			
					印刷	0	0	4	*2段階の判断の基準を設定			
								食堂	0	0	4	*食材に係る2段階の判断の基準の追加(農産物の見える化ラベル表示、有機農産物の利用) *配慮事項の食品廃棄物等について、食品
							ĺ		リサイクル法に係る基本方針に基づく再生 利用の優先順位を踏まえた表現に変更			
					自動車専用タイヤ更生	0	0	4	円川の後九県中で明られた役切に友実			
				İ	自動車整備	Ö	ŏ	4				
					庁舎管理	Ō	0	4	*設備の修繕用部品や消耗品等の選択に当たり、環境負荷低減効果を考慮するよう努めることを記載(洗浄により再使用可能な 一体型フィルターを例示)			
					植栽管理	0	0	4	ローエン・ログ と 四小/			
				<u> </u>	加煙試験	0	0	4				
					清掃	0	0	4				
					タイルカーペット洗浄	00	0	4				
					機密文書処理	0	0	4	*調達者向けの留意事項に各機関において オフィス製紙機の導入可能性について検討 することを追記			
			-		害虫防除	0	0	4				
					輸配送 旅客輸送	0	0	4				
					庁舎等において営業を行う小売り業務	ŏ	ŏ	4				
					クリーニング	0	0	4				
					飲料自動販売機設置	00	0	4				
					引越輸送	0	0	4				
00	≈ 7. 14 htr				会議運営印刷機能等提供業務	0	0	4	* 画像機器等に係る判断の基準等の改定に 伴う変更			
22 5	ごみ袋等	1			プラスチック製ごみ袋	0	0	4	*配慮事項に、「ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが可能な限り使用されていること」及び「定量的環境情報			
	=1	000		<u> </u>		000	000	<u> </u>	が開示されていること」を追加			
	計	289	I			288	289	I	1			

【R6】22分野288品目 ⇒ 【R7】22分野289品目